

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.006

処 分 名	統括防火管理者を定めるべき旨の命令
処 分 の 概 要	統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者が定められていないと認める場合には、権原を有する者に対し、防火管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2第5項
処 分 基 準	◎統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■消防法

第8条の2第5項 消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる

第8条の2第1項 高層建築物（高さ31mを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられらものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。